

津山まちなか活性化事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 25 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、津山市中心市街地の活性化を図るため、賑わい創出と集客力の向上に資するイベントを実施する事業に対して、津山まちなか活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金交付規則（昭和 42 年津山市規則第 13 号）に定めるものに準じるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 津山市中心市街地活性化基本計画（平成 25 年 3 月 29 日付で中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた津山市中心市街地活性化基本計画をいう。）に定める中心市街地区域をいう。

(補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、津山市民又は津山市に主たる事務所を有する団体、津山市以外の団体については津山市民が 2 分の 1 以上有する団体等で、各団体とも 5 名以上の意欲的で事業実施に責任を持つことが出来る団体等とする。ただし、次の各号に該当する事業を営もうとする者は、この限りでない。

- (1) 法令に違反するもの（反社会勢力関係者を含む）。
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動又は宗教的活動に関するもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条 1 項各号に規定する営業及びこれに類するもの。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者自らが、中心市街地区域内において、中心市街地の賑わい及び集客力の向上に資するイベントを行う事業とする。ただし、営利を目的としないものに限る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 会場借り上げ料

- (4) 会場整備費等物件費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 消耗品費
- (7) 委託費
- (8) 雑役務費

(補助金の額)

第6条 本補助金は、補助対象経費の2分の1以内の額で、上限を10万円とする。ただし、補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前に申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、津山まちなか活性化委員会（以下「まちなか委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別表1）
- (2) 収支予算書（別表2）
- (3) 申請者団体概要（別表3）
- (4) 見積書
- (5) その他必要と認める書類（イベント図面、見取り図等）

(事業承認)

第8条 まちなか委員会代表は、前条による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、当該申請に係る事業が対象事業として適当と認めるときは、当該事業を承認する旨を書面（様式2）により申請者に通知とするものとする。

- 2 まちなか委員会代表は、前項の承認（以下「事業承認」という。）に当たり、必要な限度において条件を付することが出来る。
- 3 まちなか委員会代表は、事業承認に当たっては、有識者その他まちなか委員会代表が必要と認める者の意見を聴くことができる。
- 4 審査結果については、結果通知書（様式2）のみとし、審査内容の公表は致しません。

(補助事業の変更による届出)

第9条 補助事業者は事業承認を受けた補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかにまちなか委員会代表に補助事業変更・中止・廃止申請書（様式3）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 まちなか委員会代表は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を書面（様式4）により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式 5）に次の各号に掲げる書類を添えて、まちなか委員会代表に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別表 4）
- (2) 収支決算書（別表 5）
- (3) 事業内容のわかる写真
- (4) その他まちなか委員会代表が必要と認める書類（領収書コピー等）

（交付決定）

第11条 まちなか委員会代表は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る補助事業が適正に行われたことを確認の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、その旨を書面（様式 6）により申請者に通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、請求書（様式 7）をまちなか委員会代表に提出しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、まちなか委員会代表が決定する。

附則

（施行日等）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度補助金から適用する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 19 日から適用する。